

# 人事委員会制度の概要

## 1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 1 項の規定により、都道府県及び指定都市は、条例により人事委員会を置くこととされ、栃木県においては、栃木県人事委員会設置条例（昭和 26 年条例第 31 号）により設置しています。

## 2 人事委員会の組織

人事委員会は、議会の同意を得て知事が選任した 3 人の委員で組織される独立した人事行政の専門機関です。委員の任期は 4 年ですが、委員が辞職等により任期途中で退職した場合には、前任委員の残任期間が後任委員の任期となります。

なお、委員長は委員のうちから互選により決定されます。

### 人事委員（令和 5（2023）年 8 月 1 日現在）

職名	氏名	任期
委員長	井澤 晃太郎	令和 3（2021）年 7 月 15 日～令和 7（2025）年 7 月 14 日（1 期目）
委員	近藤 峰明	令和 4（2022）年 7 月 13 日～令和 8（2026）年 7 月 12 日（2 期目）
委員	宇梶 宏美	令和 5（2023）年 8 月 1 日～令和 9（2027）年 7 月 31 日（1 期目）

## 3 人事委員会の権限

人事委員会には、準立法的権限、準司法的権限及び行政権限があります。

準立法的権限	・法律又は条例に基づく人事委員会の権限に属する事項についての人事委員会規則の制定
準司法的権限	・職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定及びその結果必要な措置をとること ・職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決
行政権限	・人事行政に関する事項についての調査・研究 ・職員の給与改定や勤務時間その他の勤務条件の改定に関する議会及び知事への勧告・報告 ・職員採用の競争試験及び選考の実施 ・職員に関する条例の制定・改廃についての議会への意見の申出 ・職員団体の登録 ・労働基準監督機関としての職権の行使 ・職員からの苦情の処理